

Tribunus 考

佐藤 彰 一

I

初期フランク国家のTribunusは、その呼称及び職務内容に関して帝政末期ローマの軍事官職に由来するという見解は H. ブルンナー以来、今日にいたるまで通説として支持されてきていると言える。⁽¹⁾ Brunner-v. Schwerinの「ドイツ法制史」第2巻によれば、帝政末期ローマの軍制においてTribunusはnumerusと呼ばれる小部隊の指揮官を意味していた。⁽²⁾ 本論中メロヴィング期の史料の検討の際に明らかになるはずであるが、初期フランクのTribunusの主要な機能もまた軍隊指揮・警察権の行使にかかわるものであった。⁽³⁾ したがってTribunusを専ら機能的観点から見れば、末期ローマのそれと初期フランク国家のそれとの間に明確な類似性が認められる。だがこのような認識も、いわば大まかな共通性の側面を強調するかぎりにおいてであって、両者の機能を詳細に比較するならば、そこには少なからぬ差異が存在することがわかる。すなわち初期フランクのTribunusは軍事・警察権力等の王権の実力的手段をになうばかりでなく、王権の財政的側面、つまり国王貢租の徴収の役割をも果しているのである。⁽⁴⁾ またそれは、一定領域を統括する領域支配者という点で、⁽⁵⁾ 単なる軍隊指揮官であった4世紀のTribunusと実体上決定的に異なっている。

ところで両者におけるこうした無視しえない機能上の差異、社会的実体としての大きなへだたり、一言にしていえばTribunus権力の変質それ自体は、5世紀のローマ国制の解体及び初期フランク国制の形成という、国制組織の枠組の大きな変動という事実から容易に理解されるであろう。しかしそれにしても新たな国制の中で、なぜTribunusが貢租徴

収機能を果し、領域支配を獲得するにいたったかという、Tribunus権力変質・展開の方向に関わる問題は依然として未解決のままに残る。またそもそも極めて軍事的に編成された社会である筈のフランク国家において、なにゆえにローマ軍制の残滓たるTribunus制を必要としたのであろうか。この問題はメロヴィング期の国制構造全体との関わりの中で、そしてこの時代の国王支配の実体との関連において明らかにされなければならぬであろう。

さて本論にはいる前に、メロヴィング期のTribunusに関する史料状況と史料分析の際の手續について若干述べておく必要がある。われわれの知る限り、この時期のTribunusについて何らかの言及のある史料をすべて数えあげても20点を越えることはない¹⁶⁾。この中にはSidonius Apollinaris, カオール司教Desideriusの書簡における如く、Tribunusがdux, comesなどの他の国王役人と並んで、書簡の名宛人のひとりとして挙げられているにすぎない場合、すなわちTribunusの具体像の片鱗すら捕捉しえないような史料も含まれているから、実質的に利用しうる史料の数は延べにして約18点程度である。さらにこれら18点の史料の質について言及するならば、ドイツ中世史学で通例 Traktat über romanische-fränkisches Ämterwesen と呼び慣わされているメロヴィング期の「官職要覧」、及びランス司教Remigius, ル・マン司教Berchtramusの2点の遺言証書を含む広義の法史料を除く残り15点は全てが叙述史料 (Sources narratives, Erzählendequellen) である。その上これら叙述史料の大部分 (12点) が聖人伝、奇蹟譚、頌詩の類によって占められていることを言いそえておかなければならない。このようにメロヴィング期のTribunusに関する史料状況は、質量ともにまことに貧寒たるものの如く思われる。研究史のうえで、メロヴィング期Tribunusについてのモノグラフィが殆んど皆無にひとしいような状況は、第1に、このような関係史料の「貧困」にあると考えることができる。ところで「貧困」の内容にたちいって考えてみるならば、既に指摘したように、関係史料の多く

が聖人伝、奇蹟譚などの、国制史研究においては一般に軽視されがちな——わが国においては特にそうである——叙述史料であり、この種の史料の証拠能力に対する不信感が史料状況の劣悪さを一層強く印象づけているようにも思われる。だがそれにしても、例えば奇蹟譚などがいかにわれわれの合理的精神からは納得しがたい現象を物語っているにせよ、記述内容すべてが、現実から遊離した全くの空想物語であるとする歴史家もまた少ない筈である。問題はまさしくこの種の史料において、どの程度社会の実体が反映されているかを見究めるのが極めて困難であるという点にある。本稿の課題は当時のTribunusを中心とする法的・社会的諸関係の解明にあるのであって、必ずしも事実そのものの真偽を問おうとするものではない。従ってこれらの史料にメロヴィング期の社会・国制状況が基本的に反映されているという前提で充分なのである。¹⁸⁾

いまひとつ研究の前提として確認しておかなければならないことは、先に挙げた約20点の関係史料は同一の官職 (=Tribunus) に関わる等質の史料であるか、という点である。というのは前記Brunner-v. Schwerinの「ドイツ法制史」第2巻は、実は軍隊指揮・警察権力を掌握し、貢租徴収を行なう「官職」Tribunusと領域支配を行なう「領域」Tribunusとを2種類の異質なTribunusとして理解している形跡があるからであり、¹⁹⁾もしそうであるとするならば史料操作に特別の配慮を必要とするわけである。しかしTribunus史料の史料所見の統一性は、このような想定に対して否定的である。またメロヴィング期に成立したとされる「官職要覧」のオリジナル・テキストにも一種類のTribunusしか記載されていない。¹⁰⁾私見によればBrunner-v. Schwerin流の理解は余りにカテゴリーカルな概念操作によるものとみなさざるをえない。このような思考様式は、いわゆる「古典学説」の堅牢無比の体系性を産みだした反面、歴史学としての不毛を培ったのではなからうか。

注

(1) Brunner-v. Schwerin, *Deutsch Rechtsgeschichte*. Bd. 2, 2 Aufl, 1958,

- Berlin. p. 241. Zöllner, *Geschichte der Franken*. 1970, München. p. 144. こうした通説的見解に対する異論として、F. Vercauterenの、Tribunusをローマ末期の都市官職たる assetor pacis の機能を継承する存在とみる見解がある (F. Vercauteren, *Étude sur les Civitates de la Belgique Seconde*. 1934, Bruxelles. pp. 413-414.) ことを指摘しておく。
- (2) Brunner-v. Schwerin, *ibid.* pp. 241-242.
- (3) 詳しくは後述。
- (4) *Ibid.* p. 243.
- (5) R. Folz et alii, *De l'Antiquité au monde médiéval*. 1972, Paris. p. 244.
- (6) ① Sidonius Apollinaris, Epist. I, 3. ② Gregorii Turon. Libri historiarum X. lib. II, c.9. ③ Gregorii Turon, *ibid.* lib. VII, c. 23. ④ Gregorii Turon. *ibid.* lib. X, c. 21. ⑤ De vita S. Radegundis. lib. 1, c. 38. ⑥ Vita Genoveae Parisiensis. c. 36. ⑦ Vita Columbani abbatis. c. 20. ⑧ Vita Dalmatii. c. 9. ⑨ Vita Gaugerici Cameracensis. c. 8. ⑩ Vita Galli auctore Wettino. c. 35. ⑪ Vita Galli auctore Walahfrido. lib. II, c. 1. ⑫ Gregorii Turon. Liber in Gloria Confessorum. c. 40. ⑬ Gregorii Turon. Miracula de virtutibus S. Martini. c. 11. ⑭ De gradus Romanorum. ⑮ Testamentum Remigii. ⑯ Testamentum Berchtramni ⑰ Vita Germani. c. 46. ⑱ Fortunatus, Opera Poetica, pars 1. ⑲ Vita Corbiniani. ⑳ Disiderii Cadurc. Epist. II, 8.
- (7) このテキストの由来と成立に関しては、Wattenbach-Levison, *Deutschlands Geschichtequellen im Mittelalter: Vorzeit und Karolinger. Beiheft; Die Rechtsquellen* von R. Buchner. 1953, Weimar. p. 60 参照。本稿では G. Baesecke “De Gradus Romanorum” in *Festschrift für R. Holtzmann*, 1933, Berlin. pp. 2-8 に収録のテキストを利用する。
- (8) 聖人伝、奇蹟譚などのいわゆる Hagiographie と呼ばれる史料のディスクールの構造に関しては Michel de Certeau, *L'Écriture de l'histoire*, Paris, 1975. pp. 274-288 参照。
- (9) Brunner-v. Schwerin, *op. cit.* pp. 241-243.
- (10) Baesecke, *op. cit.* pp. 2-8. F. Beyerle, “Das frühmittelalterliche Schulheft vom Ämterwesen”. in *Z.R.G.G.A.t.* 69, 1952. pp. 10-11 参照。

II

G. Baeseckeは、その論文「De gradus Romanorum」の中に、メロヴィング期に成立した「官職要覧」のオリジナル・テキストから派生したと思われる3種の写本を収録している¹¹。このうちいわゆるザンクト・ガレン本（以下テキストGと略称）とヴァティカン本（以下テキストVと

略称) の2写本がTribunusに関して言及している。テキストGは、「Tribunusは貢租(tributa)を徴収し、かつ1乃至2パグスを統括する¹²⁾」と規定している。一方テキストVには「Tribunusは2乃至3パグスもしくは1000人〔を統括する一筆者〕¹³⁾」と定められており、Tribunus「職」規定の仕方に関して両者の間に少なからぬ差異が認められる。だがこの差異は、先に指摘した如く同名異質の2つの「官職」を指示したというより、むしろ実体上同一の官職でありながら、それぞれの写本成立の時間的あるいは地理的懸隔及び現実に機能しているTribunusの実体の地域的差異の反映とみる方が妥当である。さてテキストVにはTribunusが1000人を統括する旨が明記されているが、これは言うまでもなく大規模な軍事行動の際のTribunusの指揮する兵士の形式上の数字であって、Tribunusが必ずしもこれだけの人員を統率したとはいえないのだが、いずれにせよそれはTribunus「職」の軍事的性格を明確に示している。それは叙述史料からも確認される。すなわち *Vita columbani abbatis discipulorumque eius* の第1書19章から20章にかけての記述において、609年アウストラシア王 Theudericus 2世とその母 Brunhildeに対立する聖Columbanusを捕えるべく上記の王によって派遣された軍隊の統率者はTribunusの称号を帯びていた¹⁴⁾。史料にはこの事実が次のように表現されている。「聖Columbanusが弟子たちとともに到着した後、〔彼らを追って来た〕兵士を従えたTribunusは〔修道院の〕門がかたく閉ざされているのを知って、Aspasiusという名前の門番に門の鍵を渡すように威嚇した¹⁵⁾」。「兵士たちがTribunusとともにやって来た。彼らは聖人〔=Columbanus〕を求めて7つの修道院を探しまわって来たのであった¹⁶⁾」と。また聖Gallus伝 (*Vita Galli auctore Wettino*)¹⁷⁾は、聖Gallusの死後40年を経た時期に、コンスタンツ、アルボン地方がトゥールガウとともにOtwinusと称する人物のひきいる大軍の攻撃をうけ、多くの人々が虐殺されたり、捕虜にされたり家畜、穀物が略奪された事件を伝えているが、この侵略軍の指導者の1人としてtribunus Erchanoldusなる人物

の存在したことを記している¹⁸⁾。

ところで国家組織として極めて未成熟な段階にある——例えば同時代の部族国家のひとつである西ゴート国家と比較しても——初期フランク国家においては、警察権力は軍隊指揮権と法的に明確に区別されていなかったように見える。政治的対立あるいは社会的軋轢が武力衝突として現象せざるを得ないような社会状況、権利侵害に対して自力救済が法慣行として承認されているような時代、一言でいえば武力行使が半ば恒常的であった状況下では、国王の軍事力がそのまま警察権力として機能したことは充分理解される。この場合Tribunusの指揮下に軍事力、警察力として、すなわち恒常的に軍役義務に拘束された戦士団*milites*の存在形態が問題となる。彼らの課された事実上無制限の軍役からして一般的軍役義務によって召集された農民兵ではなく、職業的な戦士集団であったことは明らかである。この問題はメロヴィンガー王権下の軍事秩序ひいては王権の権力基盤いかに、という国制の根幹に関わるものであり、小稿のテーマを大きく越える。ここでは差しあたり以上の如き問題を指摘するにとどめたい。

さてTribunusの掌握した包括的な軍事権限の固有に警察権力的局面として刑罰の執行及び監獄(Carcer)の管理が史料から読みとられる。6世紀末のポワティエ地方の事情を伝えるDe vita S. Radegundis第1書38章はDomolenusという名前のTribunus *fisci*について言及している¹⁹⁾。限定語*fisci*の意味については以下の論述で明らかにすることにして、ここではこの史料所見をTribunus機能全体にかかわるものとして受けとめたい。さてDomolenusはある夜、夢の中で聖女Radegundが彼に向って、「汝が獄につないでいる者たちを、わが命とひきかえに解放してくれるように²⁰⁾」、と言うのを聞いた。夢の中での聖女の願いを彼女の死と結びつけて考えることの出来たDomolenusは、翌朝この事実を妻に語り、早速 *civitas* (ポワティエ) にRadegundの消息を知る為に出発した。そしてポワティエで、まさしくあの夢の時間がRadegundの臨終の時であった

ことを確認する。彼はRadegundの最後の願いを聞きいれた。監獄に出向き、彼は7人の囚人を獄から解放したのであった¹²。

またロデス司教Dalmatiusの伝記第9章は次のように述べている。「聖Dalmatiusがオーヴェルニュのキーヴィタースの oppidumである vicus Brioudeにやって来た時のことである。折りしもこの地では、1人の囚人がある Tribunus によって絞首台で極刑に処せられようとしていた。Dalmatiusは即座に、この囚人の助命をTribunusに嘆願し始めた。だが全住民の嘆願を斥けていたTribunusは聖証人の正当な願いを聞きいれようとはせず、無慈悲な命令を発した。そこでDalmatiusは囚人の助命のために熱心に主に祈った。この日の第2時〔現在の午前8時〕頃、その囚人は刑場にひき出され、高く空中に吊された¹³」。この囚人は死亡が確認されたにも拘わらず、翌日聖証人の祈りによって蘇生するという聖人伝特有の奇蹟譚がこの後に続くのだが、それはさておき、ここでは上記の引用からTribunusの刑罰執行機能を確認しておきたい。この他にパリ司教Germanus伝、カンブレー司教Gaugericus伝などにおいても、これら2司教の積極的な囚人解放活動¹⁴を語るエピソードの中で、Tribunusは囚人を収容する獄舎の管理者及び脱獄した囚人の追跡隊の統括者として登場している。

ところでこれらのTribunusは、これまでの史料所見から読みとられたように、自らは裁判を主宰することのない執行役人にとどまっていたのであろうか。Tribunusが裁判を主宰したことを明示的に示す史料は存在しない。だが前記Germanus伝はTribunusを後に*iudex*と言いかえており、この*iudex*なる術語は裁判権の掌握者を意味しているのである¹⁵。そして旧来の、*iudex*を*comes*もしくは*grafio*にのみ限定するような理解の仕方は、結論的に言えば克服されているといつてよい。従ってTribunusが裁判を主宰した可能性を全く否定し去るわけにはいかない。だがこの事はTribunusが常に裁判権を掌握していたことを意味するわけでもない。例えばVita Gaueficiに登場する *tribunus Walcharius*はカンブレーの

comes Wadoの下僚であって、単なる執行役人にすぎなかった。^(17bis) 同伝記第8章に出てくる*iudex*は明らかにcomes Wadoだからである。¹⁸ おそらくTribunusの地位は、事実上所与の地方の制度的枠組によって異っていたと考えられる。

さてTribunusが*iudex*としても機能し、裁判を主宰したような地方では、その管轄内容が領域性を帯びることが当然予想される。ローマ的な秩序、社会構造が比較的根強く存続した地方の制度的状況を反映していると思われる「官職要覧」において、既に見た如くTribunusが領域支配者として位置づけられているのは、フランク人及びその他の部族定住者*laeti*が大量に定着したロワール河以北の地域を適用領域とし、¹⁹ また初期フランクの部族秩序を端的に示す*Lex Salica*にTribunusが全く姿を見せないのとまさしく対照的である。Brunner-v. Schwerinの概説書は、「領域Tribunus」の存在をノイストリアの地に求めているが、²⁰ 私見によればこのようなTribunusの存在はノイストリアのみならず、広くセヌ・ロワール河以南の諸地方に特有の現象とみることが出来る。だがTribunusの領域管轄についてのこのような理解の仕方に対して、おそらく次のような反論が可能であろう。すなわちテキストVの「Tribunusは2乃至3バグスもしくは1000人〔を統括する〕」²¹の文言は、あくまでTribunusが軍事活動の際に指揮下に置く——おそらく名目上の——兵員数を指すもので、この文言中の「2乃至3バグス」の意味は単にこの兵員数を動員しうる領域的規模に換算した数値であり、Tribunusの特定領域に対する支配を証明するものではない、と。このような見解に対しては史料の記述様式、すなわちこのテキストVにおいてもTribunusの管轄領域数の記載が最初にあって、その後に兵員数が出てくること、またテキストGにはそもそも兵員数の記載が存在しない²²、などの理由からバグスが単なる換算単位として記されているのではないと主張できる。だがその根拠をより説得的に明らかにするには、Tribunusの存在形態に関する所見を史料の中から掘り起していかなければならない。

先に引用したロデス司教Dalmatius伝第9章は、オーヴェルニュ地方の vicus Brioudeで聖人が或るTribunusに遭遇するのであるが、この地が oppidumと形容されていること²³に、まず注目しておかなければならない。というのはパリの聖女、聖Genovefa(ジュヌヴィエーヴ)伝第36章に登場するDassivusなる名前のTribunusもまた oppidum Arciaca (=Arcis-sur-Aube) にその居を構えているからである²⁴。またDe Vita S. Radegundisに登場したtribunus Domolenusもまた oppidumとは形容されていないものの、Dalmatius伝のそれと同じく、vicusに居住していた²⁵。後に若干の検討を加えるオーヴェルニュ地方に勢力を張っていたと思われるtribunus Nunniusの居所もまた vicusであったと思われる形跡がある²⁶。これら4つの史料所見に共通しているのは、Tribunusがいずれも pagusの中心地たる vicusあるいは oppidumに居を構え、ここから当該pagusを支配していたらしいということである。Genovefa伝にあるtribunus vel seniores coeti illius²⁷なる文言は、oppidum ArciacaがTribunusと彼の支配に服す在地有力者の政治的拠点であったと推定する余地を残している。

ところで前記オーヴェルニュ地方のBrioudeは vicus であると同時に oppidumとも形容されていた。oppidumの語源はquod ob pedes est²⁸、すなわち自然の地形を利用した高台の要塞化された集落を意味しており、その軍事的性格は明白である²⁹。Brioude, Arciaca, いずれもローマ街道の道筋に沿う要衝に位置し、両者とも、遅くともローマ軍制の弛緩が顕著な現象となり、ローマ側の軍政上の基本方針が「都市の要塞化」システムに移行した4世紀にはローマ帝国の軍隊駐屯地として機能していた筈である。これらの軍事諸施設は原則として国家領に位置していた。そして更にこの時期のガリア属州軍の大部分が、この国家領に入植したlaetiiによって担われていたという事実も、あわせて指摘しておく必要がある³⁰。615年に作成された長大な所領目録とも言うべき遺言証書によって有名ナル・マン司教Berchtramusの父Hludowicusは、ル・マン地方

に入植したlaeti Bessorum (ベッシ人) のTribunusであった。³²ここにTribunusの実体が明確に示されている。すなわちロワール河沿岸地方から以南の諸地方にかけて存在したTribunusは、ローマ帝国からフランク王権に継承された国家領に定着したlaetiの統括者であり、フランク的要素の稀薄なこれらの諸地方において、自らの支配するlaetiの軍事力をもって軍役に参加し、警察権を行使したのであった。従って、その諸権限は第一義的にはlaetiに対するものであり、その管轄領域は帝政末期から民族移動期にかけてガロ＝ローマ人のpagiの間に、そしてまた国家領の内部に新たに形成された「部族パグス」³³であったのである。ところでガロ＝ローマ地方では、パグスはキーヴィタース領域の下位区分を成している。³⁴既に述べた如く、その政治的中心地がvicusである。このvicusの数を手がかりにして、例えば6世紀末のトゥールのキーヴィタースを復元してみると、それは少なく見積っても約27pagiの集積から成っている。³⁵仮にこの数値をガロ＝ローマ地方の平均値として考えると、「官職要覧」テキストVに示されたTribunusの管轄領域はキーヴィタース領域全体の $\frac{1}{3}$ 乃至 $\frac{1}{2}$ である。³⁶この数字は帝政末期以降のセヌ・ロワール以南の部族定住者の土地占拠の数字として充分納得できるものではなからうか。「官職要覧」に示された諸官職の管轄領域の中でTribunusのそのみか「1乃至2パグス」あるいは「2乃至3パグス」といったように不確定であるのも、現実にはキーヴィタース領域内での「部族パグス」の占める平均的な数値にとられた結果とも言えよう。

次にTribunusの貢租徴収機能の側面について若干の検討を試みよう。既にたびたび引用している「官職要覧」のTribunusに関する解説・規定について、テキストGはTribunus, qui exigit tributa³⁷と記し、Tribunusのtributa徴収機能を明示している。それでは、このtributaとは何か。メロヴィング期の諸史料にあらわれるtributaは決して一義的なものではなく、それぞれ異った法的根拠と内容を持っているが、概ね以下の3種に大別されるであろう。第1は、フランク王権によるブルグンド、

ザクセン、ブルトン、ランゴバルト等々の異部族の軍事的制圧に基づき、これらの諸部族から服属のしるしとして定期的にもたらされた、いわば貢納という意味でのtributa⁴³。第2は、王権による保護の代償として教会、修道院からもたらされた上納金としてのtributa⁴³。第3は、フランク人、laeti、あるいはガロ＝ローマ人の国家領への定着及び国家領内での土地保有に起因する、地代としての性格をもつtributa (=tributa publica)である⁴¹。このうち前2者は、それぞれの部族あるいは部族国家の外交使節によってもたらされ、教会自身の手で引渡されたと考えられる。従ってTribunusの機能との関連で問題となるのは第3の範疇、すなわち国家領の用益に基づくtributumであり、このことはまさしくTribunusが国家領に定着したlaetiの統括者であったという、われわれの推定と整合的に結びつくのである⁴²。

これら国家領の地積⁴³とその土地保有農民を記載した台帳がlibri descriptionum, capitularium、もしくはpolipticum publicum⁴³と呼ばれるものである。そしてフランク国家領に生産手段を有するガロ＝ローマ系土地保有農民及びlaetiの法的地位は、Lex Salicaに登場するRomanus tributarius⁴⁶にかなり近いものであったと推定される。Romanus tributariusが同法典においてpuer regis, Romanus miles⁴⁷など国王従者团的諸勢力の成員と同額の人命金を保持している事実は、これら軍事的社会集団と同じく、Romanus tributariusすなわち国家領土地保有農民が、国家領の用益を媒介として王権に直属していることをも示唆しているのである。おそらくガロ＝ローマ領域でTribunusが統括した社会集団は、このような王権への直属性によって規定されうるような極めて特殊な集団であった。繰り返すが、これら国王直属集団の主たる活動の場が国家領fiscusであったのである。それゆえ前に指摘したDe Vita S. Radegundisに登場したtribunus Domolenusが、Tribunus fisciとfisciなる限定語を付されていたのは⁴⁸、Tribunusの国家領統括の側面を強調した表現に他ならない。またVita DalmatiiにおいてTribunusの存在が確認され

た vicus Brioude について、他の史料は 6 世紀にこの地に貨幣鑄造所が存在し、国庫役人がいたことを証明している。この vicus は周辺地方からの tributum 徴収の中心地であり、集積地であったのである。⁴⁹ 590年に Waddo—最初に Saintes の comes, 後に maior domus となる—の 2 人の息子達に急襲され殺害されたうえに財産を強奪された、Tribunus 権力の掌握者 (vir tribunitiae potestatis) も、これまで述べて来た如き Tribunus であったにちがいない。⁵⁰

さてトゥールのグレゴリウスの手になる Liber in gloria confessorum 第 40 章は「その頃ヌンニヌスと称する、王妃 Theudechilda の Tribunus は、オーヴェルニュ(クレルモン=フェラン)を発って〔フランキアに赴き〕、王妃に tributa を引渡した後で帰途につき、宗教上の理由でオセールにやって来た⁵¹」と述べ、Tribunus みずからが tributum を宮廷に輸送した事実を証言している。だがこの一節の史料価値はこれにとどまるものではない。それは Tribunus と王権との関係をも示唆しているように思われるからである。すなわちこの場合ヌンニヌスは王妃 Theudechilda の (Theudechildae reginae Nunninus quidam) Tribunus と表現され、その地位が国制によってではなく、王妃個人に対する従属関係によって規定されるが如き印象を受ける。D. クラウデは Tribunus を任命したのは comes ではないかと考えているが、上記の所見及びヴナンティウス・フォルトゥナトゥスによる domesticus Conda への頌詩の中で、Conda が国王 Theudericus によって Tribunus の名誉を与えられたと詩っているところから、われわれは Tribunus を任命したのは国王自身ではないかと推定する。ところでこの場合 Tribunus は地方において国家領を統括し、宮廷に管轄領域内の tributum publicum をもたらし、一方 domesticus は国王宮廷において国王財政の処理を司る宮廷役人であり、活動の場こそ違え同一の機能をになった一連の役人の如く思われる。Vita Eligii 第 1 書 15 章は、domesticus がリモージュ地方にある国家領 Solignac で census (= tributum) を徴収した事実を伝えている。⁵² この場合は何らかの特別の事情

によってTribunusによる徴収が出来なかったための措置であろうが、そのような折にdomesticusが代行した事実は上記の推測を裏づけるものである。Tribunusとdomesticusの密接な関係を示唆するもうひとつの事例は、既に引用したVita Galli auctore Wettino第35章の記述である⁶⁶。ここに登場するtribunus ErchanoaldusはM. G版の編者の手によって、後の641年にノイストリアの宮宰maior domusとなる、と註記されている⁶⁷。maior domusとは言うまでもなくdomesticusの長である。これらはいずれもTribunusとdomesticusとの機能上の共通点、あるいは王権との関係を基礎にした推論の域を出るものではない。だがもしこのような推定が許されるとすれば、そしてさらに初期フランクの国王支配を根底から支えていた基盤を、国家領及び国家領内に生産手段を有する人民に対する支配・掌握と理解するならば、ガロ＝ローマ地方における国王権力の真の重心は、tribunus—domesticus—maior domusの線上に在ったと言えよう。

注

- (1) Baesecke, op. cit.
- (2) “Tribunus, qui exigit tributa et super unum pagum uel duos sit.” *ibid.* p. 2. 実は上記引用の文言に関して Baesecke のテキストでは ...et super... の間に *cui centoriones ministrant unius civitatis, quanti fuerunt et* が入るのであるが、Beyerle のテキスト・クリティクではそれが明らかに余白への書込みであるところから、原テキストには無かったものとみられている。従ってこの場合削除した。Beyerle, op. cit. p. 11 参照。
- (3) “Tribunus, qui super duos uel tres pagos uel super mille.” Baesecke, op. cit. p. 2.
- (4) Vita Columbani abbatis discipulorumque liber 1, c. 19 et 20. in M.G. SS.r. Mer. t. 4.
- (5) “Perveniens ergo beatus Columbanus cum suis simulque et tribunus cum militibus, fores obseratas reppererunt Aspasiumque nomen querunt, ut claves largiatur;...” *ibid.* p. 90.
- (6) “Venientes ergo milites cum tribuno, peragratur septa monasterii, virum Dei perquirunt; ...” *ibid.*
- (7) Vita Galli auctore Wettino. c. 35. in M.G. SS.r. Mer. t. 4. pp. 276-277 参照。
- (8) “Adprehens: ligabantur, vincti in habita cula sibi non optata trahebantur, ac iuventus eorum miserabiliter in capitivitatē ducebatur.

- Quae per diligentiam Erchanoldi cuiusdam tribuni sunt prodita, cui propter vicinitatem omnia ipsius heremi fuerunt nota...” ibid.
- (9) P.D. King, *Law and Society in the Visigothic Kingdom*. 1972, Cambridge. とりわけ第2—4章を参照。
- (10) De Vita S. Radegundis. Liber 1, c. 38. in M.G. SS. r. Mer. t. 2, p. 376.
- (11) ‘... Et videbatur sic rogare: “per meam vitam ut propter me relaxes illos quos habes in carcere”...’ ibid.
- (12) ‘... Evigilans tribunus quod viderat coniugi; dicens “Vere credo, quod hac hora exigit sancta de saeculo” Dirigit ad civitatem, ut per hoc vera cognosceret; transmittit ad carcerem qui septem reos ibi retentos admonitas relaxaret,.” ibid.
- (13) “Videlicet in Brivatensem vicum, Arverne civitatis oppidum, Dalmatius sanctus advenit, ubi a quodam tribuno reus ad patibulum ultimo dampnatus supplicio ducebatur. Rogare tribunal beatus antestis pro vite huius indulgentia coepit instanter; qui omnino negavit nec voluit iusti preces confessoris accipere, sed durum peragi praecepit imperium. Ille tamen Dominum pro eius vita fideliter exoravit. Hora paene diei secunda reus ad dampnationem producitur hac sublimitate ultima aeculeo sublevatur.” Vita Dalmatii episcopi Ruteni. c. 9. in M.G. SS. r. Mer. t. 3, p. 548.
- (14) Vita Germani episcopi Parisiaci auctore Venantio Fortunato. c. LXVI. in M.G. SS. r. Mer. t. 7, p. 412. Vita Gaugerici episcopi Cameracensis. c. 8. in M.G. SS. r. Mer. t. 3, pp. 654-655. メロヴィング期における司教の囚人解放の歴史的意義については F. Graus, “Die Gewalt bei den Anfängen des Feudalismus und die “Gefangenbefreiungen” der merowingischen Hagiographie”. in *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, 1961, t. 1 pp. 61-156 参照。
- (15) “Dehinc, illis ereptis, tribunus civitatis saevire coepit in milites, deputans, eorum fuisse neglegentia quod viro sanctissimo deputatur ad gloriam. Quo conversa in custodes iracundia iudicis, qui solebant adservare, tradet servandus in carcere, et ablatis clavibus iudex fit custus custodibus.” Vita Germani, ibid.
- (16) 拙稿「フランク時代の vicaria と vicarius」(『史観』第96冊掲載) 参照。
- (17) D. Claude, “Untersuchungen zum frühfränkischen Comitatus.” in *Z. R. G. G. A.* Bd. 81, 1964, pp. 38-45.
- (17bis) “Quoddam itaque tempore, cum triduo conventu rogationis, quas cunctos excolit populus veneratione plenissima, ieiuniis, elymosinis atque psallentis praeparatus, videretur excolere diligentissime, et dum basilicas cum suum clerum psallentis, deferentes crucibus, multo populo prosequente, circuirent et ante ostium carceris praeterirent, ubi tres vinciti iussionibus iudicis tenebantur, precans Walchario tribuno, ut eos de ipso carcere eieceret absolutos, et cum nullatenus potuisset beatus pontifex obtinere, ut vincitos de vinculo carceris tribunus ipse deberet absolvere...” Vita Gaugerici, ibid pp. 654-655.

- (18) Vita Gaugerici, c. 7., p. 654.
- (19) Zöllner, op. cit. p. 146.
- (20) Brunner-v. Schwerin, op. cit. p. 242.
- (21) 注(2)参照。
- (22) 注(3)参照。
- (23) 本稿154～155ページ参照。
- (24) “Deinde cum Arciaca oppidum (Genovefa) fuisset ingressa, occurrit ei quidam tribunus nomine Passivus, depraecabatur eam, ut uxorem suam, longo iam tempore paralisi egritudine detentam, suam visitatione sanaret. Obsecrante ergo tribuno vel seniores coeti illius, in domo eius ingressa, ad lectum egrotantes femine accessit statimque, ut sibi sine intermissione moris erat, oravit.” Vita Genovefae. c. 36, in M.G. SS. r. Mer. t. 3, p. 230.
- (25) “Commemoretur et illud nobile factum. Per somnium tribunus fisci cognomento Domolenus die qua sanctissima migravit de saeculo, dum graviter suffocationis totus languore deficeret, videbatur ipsi quod sancta in vicum eius dignabiliter accessisset.” De Vita S. Radegundis, op. cit. p. 376.
- (26) Gregorii Turonensis Liber in Gloria Confessorum. c. 40, in M.G.SS.r. Mer. t. 1, pars. 2., p. 323. 及び G. Fournier, *Le peuplement rural en Basse-Auvergne durant le haut moyen âge*. 1964, Paris. p. 172 参照。
- (27) 注(24)参照。
- (28) L. Harmand, *L'Occident romain (Gaule-Espagne-Bretagne-Afrique du Nord)*, 31 av.J.C-235 ap.J.C. 1970, Paris. p. 292.
- (29) Ibid. p. 293.
- (30) L. Várady, “New evidences on some problems of the late Roman military organization.” in *Acta Antiqua*, 1961, Budapest. p. 333.
- (31) Ibid. passim. 帝政末期からフランク時代初期にかけてのガリアに於ける軍事力の担い手をどのような社会層に求めるかという問題は、特に初期フランク王権の実体を考える上で極めて重要である。この点については *Settimane di Studio*, 1967年のテーマである *Ordinamenti militari in Occidente nell'alto medioevo* をめぐって行なわれた報告、討論を収録した同名の書、第1巻の、とくに E. Gabba と J. Werner との間にかわされた質疑応答が興味深い指摘を行なっている。 *Ordinamenti Militari in Occidente Nell'alto medioevo*. 1968, Spoleto. t. 2., pp. 195-197.
- (32) “Similiter villam secus Pocilenum vicum, quam genitor Hludowicus tribunus Bessorum, nobis pro solidus M. venundedit...” Testamentum Berchtramni episcopi Cenomanensis (an. 615). in Pardessus, *Diplomata, Cartae, Epistolae, Leges*. t. 1., réimp. 1969, Aalen. p. 208. また R. Sprandel, “Grundbesitz- und Verfassungsverhältnisse in einer merowingischer Landschaft: die Civitas Cenomanorum.” in *Festschrift für G. Tellenbach: Adel und Kirche*. 1968, Freiburg. p. 38 参照。
- (33) 部族パグスの概念及び内容については、Claude, op. cit. p. 19 参照。

- (34) A. Grenier, *Manuel d'archéologie gallo-romain*. 1^{ère} partie, 1931, Paris. p. 145.
- (35) トゥールのグレゴリウス著『フランク史』の巻末には歴代トゥール司教の事蹟の簡潔な記述があり、6世紀末、すなわちグレゴリオスの在職時まで教区教会の建立された vicus 名が挙げられている。その数は総計27に及ぶ。教区教会の建設されなかった vicus も存在したかも知れないが、このデータから最小に見積って 27 pagi がトゥールの civitas に存在したことが推定されるわけである。Greg. Turo. Hist. Lib. liber X. op. cit. pp. 526-537.
- (36) $\frac{2-3 \text{ pagi}}{\text{minim. } 27 \text{ pagi}} = \frac{1}{15} \sim \frac{1}{10}$
- (37) 注(2)参照。
- (38) Greg. Turo. Hist. Lib. lib. II. c. 32., p. 78. lib. IV. c. 14., p. 146. lib. V. c. 26., p. 232. lib. IX. c. 29., p. 447.
- (39) “Unde reverentissime, ut dignum est, supplicantes quesumus, ut hoc nostrae petitioni divino intuitu piaetas vertra non denegat, ut tam rectores ecclesiarum vestrarum, quam universi clerici atque aetiam secularis sub regni verstri conditioni manentis nec non ad domnorum regum patrum restrorum domnium pertinentis, de eo, quod in sorte vestra est, et quod habere proprium semper visi sunt, extraneos non permittatis existere, ut securus quicumque proprietatem suam possidens debita tributa dissolvat domino, in cuius sortem possessio sua pervenit.” Concilium Arvernense. an. 535 in M.G. Conc. t. 1. p. 271.
- (40) 当初、国家領に定着したフランク人は地代を免除されていたが、6世紀中葉には事実上 tributum を課されていたらしい。フランク人に tributum を課した maior domus と思われるパルテニウスは、フランク人の怒りをもってトリエル市内で殺害された。この事実は実質的にフランク人が tributum を徴収されていたことを裏書きしている。Greg. Turo. Hist. Lib. lib. c. 36. op. cit. pp. 131-132 参照。
- (41) 例えば Greg. Turo. Hist. Lib. lib. VI. c. 45. p. 318, lib. VII. c. 15. p. 337, c. 23. p. 343, lib. IX. c. 30. p. 449 参照。
- (42) トゥールのグレゴリウスは「フランク史」の中で、トゥール、ポワティエの都市住民に対する tributum publicum の賦課及びその徴収の経緯に関してかなり詳しい叙述を行なっている。ところで都市住民が国家領の領民に課される tributa を支払っていることは一見奇妙に思われるかも知れない。この点について若干注記しておく。周知の如く、フランクの国家領は帝政末期ローマの皇帝領・国家領の系譜をひいている。コンスタンティヌス帝の治世以後、都市共同体の所有する都市領は皇帝によって没収され、一時ユリアヌス帝の時代に都市に返還されはしたものの、ヴァレンティヌス、ヴァレンス両帝のもとでその3分の2が再度皇帝領に編入された。従って殆んど全ての都市領域内に皇帝領が存在したのである。(A.H.M. Jones, *The Later Roman Empire*, Vol. 1. p. 415)。かくて初期フランク時代に、かつての皇帝領、すなわちフランク国家

領に耕地を保有し、都市に居住する、いわゆる農耕市民が多数存在した筈であり、彼らが農村地方に居住する国家領民同様 *tributum publicum* を徴収されるのは、国家領用益者の負担一般から当然導き出されてくる事実である。リオンは皇帝レオの時代に、市壁外 3 ローマ哩 (約 4 km) 以内の *tributum* を免除され、トゥールのグレゴリウスの時代にも相変らず免除されつづけたが、この事實はリオン市民の多くが市壁外 4 km の圏内に土地を保有する農耕市民であったことを意味していると思われる (Greg. Turo. Lib. in Gloria confessorum. c. 62. op. cit. p. 334.). ただ都市に居住する *tributum publicum* 負担者のそれは、通常、comes によって徴収されていたようである (Greg. Turo. Hist. Lib. lib. VII. c. 23. p. 343., lib IX. c. 30. p. 449., lib X. c. 21. p. 514)。

- (43) 528年の Childebert 1 世の Diploma は “Dedimus ergo ei (= monachi Carilephi nomine) de fisco nostro Maddoaldo, super fluvium Ansole, in loco qui vocatur Casa-Cajani, per locis descriptis et designatis...” とあり、国家領 *fiscus* の地積が台帳に記載されていることを推定せしめるものである。Pardessus, t. 1, op. cit. p. 75.
- (44) F. Dahn, “Zum merowingischen Finanzrecht.” in Germ. Abhand. für K. von Maurer. 1893. pp. 349-350.
- (45) “Praecipientes ergo iubemus, ut, se memoratus ille de caput suam bene ingenuus esse videtur et in poleptico publico censitus non est, licentiam habeat comam capitis sui tonsorari et ad...” Marculfi Formulae Lib. 1, n° 19. Praeceptum de Clericatum. in M.G.LL. Forum. pp. 55-56. この書式の内容は国王に *tributum* を負う、国家領土地保有農民が国王の許可なしに僧籍に入ることを禁じたものであるが、この禁令は国王支配の実質的基盤があらゆる意味で国家領の支配に依拠しており、その経営を安定的に維持するのがメロヴィンガー王権の最も重要な課題であったことを示唆しているように思える。なお *polypticum* なる語が租税台帳と同時に地代帳の意味も持っていたことは F. Dahn, op. cit. p. 346 に指摘されている。
- (46) “Si quis vero, Romanum tributarium occiderit (cui fuerit adprobatum) mallobergo uualaleodi sunt, MM(D) denarois qui faciunt solidos LXXII (semis) culpabilis iudicetur.” Pactus legis Salicae. in M.G. LL. 1, t. 4, pars 1. p. 157.
- (47) “ § 1. Si quis puerum regis aut libertum occiderit, solidos C culpabilis iudicetur. § 2. Aut Romanum ingenuum uel tributarium aut militem, solidos C culpabilis iudicetur.” *ibid.* p. 263.
- (48) 本稿152ページ参照。
- (49) Fournier, op. cit. p. 162.
- (50) *Ibid.* pp. 162-163.
- (51) “Filiis autem ipsius Waddonis per Pictavum vagantes, diversa comittebant scelera, homicidia furtaque nonnulla. Nam inruntis antehoc tempus super negotiatores, sub noctis obscuritate eos gladio trucidante abstuleruntque res eorum: sed et alium tribunitiae potestatis

- virum circumventum dolis interfecerunt, deripientes res eius.” Greg. Turo. Hist. Lib. lib. X. c. 21. op. cit. pp. 513-514.
- (52) “Tempore autem Theudachildae reginae Nunninus quidam tribunus ex Arverno de Francia post reddita reginae tributa revertens, Audissiodorensem urbem adivit causa tantum religionis.” Greg. Turo. Lib. in Gloria Confess. op. cit. p. 323.
- (53) Claude, op. cit. p. 20.
- (54) “Theudericus ovans ornavit honore tributum/surgendi auspicium iam fuit tuum (= Condam).” Venanti Fortunati Opera Poetica. in M.G. AA. t. 4, pars 1. p. 171.この他に「官職要覧」テキストG、vicariusの項に Randschriftenとして“... ad regem sive patricium”の後に“sub quorum dominio tribuni fiunt”とあり、われわれの推定を裏づける根拠となるような文言も見られるが、余白への書込みであるだけにどの程度評価すべきか問題のあるところである。Baesecke, op. cit. pp. 2-3. Beyerle, op. cit. p. 11 参照。
- (55) “Erat enim tempus quo census publicus ex eodem pago regis thesauro exigebatur inferendus. Sed, cum omni censu in unum collecto regi pararetur forendum vellet domesticus simul et...” Vita Eligii. Lib. 1. c. 15. in M.G.SS.r.Mer. t. 4. p. 681.
- (56) 本稿151ページ及び注(8)参照。
- (57) Vita Galli auctore Wettino. op. cit. p. 277. この注記は明らかにフレデガリウスの年代記第4巻84章 “Post discenssum Aegane Erchynoaldus maior domus, qui consanguaneus fuerat de genetrici Dagoberto, maior domi palacium Chlodoviae effecetur.” Fredegarii scholastici. in M.G.SS.r. Mer. t. 2, p. 163. に依拠している。なおこの Erchynoaldus については H. Ebling, *Prosopographie der Amtsträger des Merowingerreiches*. 1974, München, pp. 137-139 参照。

III

初期フランク国家の国制組織を統一的に理解し、体系的に描き出すことは不可能である。なぜならば、この時期のフランク支配領域において、そもそも統一的な国制組織それ自体が存在しなかったからである。「官職要覧」に示された如き「職」の体系は、地域的差異や地方による特殊事情を一切捨象し、平均化したところの「擬制」にすぎない。例えばAなる官職によって代表される組織が甲地方にあって乙地方になく、Bなる官職担当者の統轄する組織が乙地方にあって甲地方に存在しないといったような状況が、この時代の制度的現実であったと言えるのである。この

制度的枠組の地域差をもたらしたのは、他ならぬフランク人を初めとする諸部族集団 *laeti* による定住・土地占拠密度の地域的偏差である。フランク人、*laeti* の大量に定着したセーナ河以北の地方では、社会構造が頻繁かつ緊急の軍事・警察活動をすみやかに、効果的に遂行しうるように編成されており、ガロ＝ローマ領域で軍事・警察権の行使をもその核心的機能としていた *Tribunus* は、この地方にあっては都市を中心として活動する執行役人にとどまっていた。フランク部族の国制を知るうえで最も重要な史料であり、かつこの地方を適用領域とする *Lex Salica* には *Tribunus* は全く姿を見せないのである。この地方で *Tribunus* に代って軍隊を統率し⁽¹⁾、裁判集会で下された判決を執行し⁽²⁾、国家領 *fiscus* の管理⁽³⁾ にあたり、同時に *pagus* の支配者であったのは *grafio* であった。ところでセーナ河、とりわけロワール河以南の地方の制度状況はこれと異っている。この地方ではガリア北部に比較してフランク人及び *laeti* の土地占拠は、はるかに稀薄であった。私見によれば、この地方では更にフランク人が *laeti* に比しても少数であった⁽⁵⁾。実はこの点、すなわち初期においては、この新征服領域（＝国家領）を確保するための少数のフランク戦士団が定着したにすぎない、という点が重要なのである⁽⁶⁾。それは個別的な土地占拠にとどまり、定住団体としての独自の社会組織を形成するに至らなかった。彼らはかなり早い時期に、軍事植民者として共通の社会組織をもつ *laeti* 社会に吸収され、その制度的枠組のうちに同化したと見ることが出来る。それゆえフランク人と *laeti* はそれぞれ部族法典上の法的地位こそ異っているが、社会的実体としてはほぼ同一の存在と考えて差しつかえない。従来の初期フランク国制史研究は、部族法典の人命金秩序を過度に厳密に処理した反面、社会構成上少なくともフランク人と同等、あるいは地方によってはフランク人以上に重要な要素をなす *laeti* の存在を不当に軽視して来たように思われる⁽⁷⁾。既に述べたように *laeti* と呼ばれる部族定住者は、質的にも量的にも帝政末期ローマの軍隊組織において極めて重要なファクターをなしていたのである⁽⁹⁾。国家領に

定着した、これら半封建的軍事集団 (A. Várady) たる *laeti* の統括者は、帝政末期のローマ官職体系の中で *Tribunus* と同等の地位にあった¹¹⁰とされるが、彼自身 *Tribunus* なる呼称を帯びていたことは容易に推定出来るのである。¹¹¹ところでメロヴィング期になると *laeti* 統轄者が実際に *Tribunus* と称されていたことは、ル・マン地方の *laeti* ベッシ人の統括者たる *Hludowicus* の例からも明らかである。¹¹²従ってわれわれは、*Tribunus* 及び彼の統括する集団の実体に関して古代末期から中世初期にかけての連続、両者の実体上の同一性を結論することが出来る。だが問題はその先にある。初期フランク王権はなにゆえに自らの部族支配秩序の中に「*Tribunus* 制」を融合し、支配領域全体にまたがる統一的な支配機構を樹立しえなかったか、その理由は、まず固有の意味での領域的「*Tribunus* 制」の確認されるロワール河以南の諸地方での、国王が何らかの形で直接的な支配を及ぼしえたところの定住フランク人の量的僅ささである。第2は、初期フランク王権の国家権力としての未成熟という局面に関わるが、このような条件のもとで国王支配の対象となった存在を人的側面と領域的側面について考えてみると、人的要素としては国王支配の究極的な基礎はフランク人一般ではなく、その中でも国王と特別な従属関係を取り結ぶ「国王従士団」にあったにすぎないという事情が考慮されなければならない。すなわちフランクの部族秩序の内部においては、このような点で初期メロヴィンガー王権の支配は「貴族」のゲフォルグロイテに対する支配と本質的に同質のものであり、¹¹³極言するならば貴族支配の特殊形態の域を越えるものではなかったということである。他方領域的側面についてみるならば、初期フランク王権はローマ帝権のガリアにおける後継者として旧ローマ皇帝領、国家領に対する所有権を有していた。従って国家領に定着した *laeti* を母胎とし、*Tribunus* を統括者とする部族定住団体は法的には王権の家産的支配に組み入れられ王権の軍事的・財政的基盤となるべき筈であり、事実ロワール以南の地方においては「*Tribunus* 制」はそのようなものとして機能したのである。ところでフランク

人が比較的大量に定住したセーヌ河以北の地では、こと国家領内部においても王権の家産的支配の論理が法的にも事実上も容易に貫徹しえない状況が存在した。それは言うまでもなく、王権を本質的に自らと同質・同位の権力体とみなす「貴族」勢力の伝統的な法思想とそれにもとづく彼らの自立的な存在形態である。このように「貴族」勢力との競合関係におかれた王権にとって、被支配民はア・プリオリに支配領域に遍在するものではなく、自らの支配従属関係のうちに不断に取り込むことによってまさしく創出すべきものであった。その核となったのが国王従士団 (puer regis) であり、laetiあるいはガロ＝ローマ人たる国家領土地保有農民である。彼らは国王直属集団として国王権力の唯一の実質的基盤であり、王法秩序のうちにからめとられる被支配民創出の基体となるべきものであった。

だがメロヴィンガー王権のこのような指向、政策は結局自己を貫徹しえなかった。上に述べたようなフランクにおける伝統的な法思想、すなわち公権力の多元性を克服するに足る強力かつ排他的な「王法」支配の論理も、またそのための具体的な諸前提をもメロヴィンガー王権は生みだしえなかったのである。7世紀以後、様々のレベルでの公権力 (=裁判権) 保持者の自立化が特に顕著となってくる。ロワール以南の地で国王直属集団を統括するTribunusも同様である。彼らは国王直属性の指標を脱落させ、在地の支配関係一般の中に融合してしまう。領域支配者の呼称としてのTribunusは以後全く消滅し、いかなる痕跡も史料の上にとどめていない。彼らはおそらく、ガロ＝ローマ領域に多く見出されるvicarius¹⁴⁶のうちに身を没したのであろう。一方アラマニエン、アルザス、ラエティア地方では、8世紀以降Tribunusなる呼称の在地役人が史料に登場し始める¹⁴⁹。だがその内容は極めて多義的であり、在地の、すなわちゲルマン語で示された多様な「官職」名を一定の方向に整序すべく、この時期にラテン語の名称たる「Tribunus」が導入された結果と考えられる¹⁴⁷。従って本稿において検討したTribunusとは別個の存在である

ことを付言しておきたい。

(1976年7月10日 脱稿)

注

- (1) “Anno decemo regni Dagoberti, cum ei nunciatum fuisset, exercitum Winitorum Toringia fuisse ingressum, cum exercito de regnum Austrasiorum de Mettis urbem promovens, transita Ardinna, Maguncia cum exercito adgreditur, disponens Renum transire, scaram de electis viris fortis de Neuster et Burgundia cum ducebus et grafionebus secum habens.” Fredegarii scholastici. op. cit. p. 158.
- (2) Pactus legis Salicae. 50, §3. et 4., 51, §1-3. op. cit. pp. 192-197.
- (3) grafio が iudex fiscalis と同一の実体であったことは H.K. Schulze, *Die Grafchaftsverfassung der Karolingerzeit in den Gebieten östlich des Rheins*. 1973, Berlin. p. 37 参照。
- (4) Pactus legis Salicae. 50, §3. op. cit. p. 192. 参照。
- (5) ロワール以南の地に定着した laeti については Grenier, op. cit. pp. 398-402 参照。なお Schulze, op. cit. p. 42 も参照のこと。
- (6) Schulze, ibid.
- (7) メロヴィング期の軍制における laeti の役割を積極的に評価しようとする最近の研究として、B.S. Bacharach, *Merovingian military organization*. 1972, Mineapolis. がある。
- (8) 本稿155～156ページ参照。
- (9) Várady, op. cit. pp. 343-348.
- (10) Ibid. p. 344.
- (11) 帝国領内に定着した蛮族兵の統率者は tribunus gentis と呼ばれていた。R. Grosse, *Römische Militärgeschichte von Gallienus bis zum Beginn der Byzantinischer Themaverfassung*. réimp. Roman History, New York, 1975. p. 145. なお Gens と Laeti の概念内容については Várady, op. cit. pp. 343-348 参照。
- (12) 本稿155～156ページ参照。
- (13) Schulze, op. cit. p. 21.
- (14) 拙稿「フランク時代の vicaria と vicarius」(『史観』96冊掲載) 参照。
- (15) Brunner- v. Schwerin, op. cit. p. 243.
- (16) G. Köbler, “Amtsbezeichnungen in den frühmittelalterlichen Übersetzungsgleichungen.” in *Historisches Jahrbuch*. 1972. pp. 346-347.
- (17) 8世紀中葉に、フランク国制史に於いて最も重要な官職たる grafio も史料から姿を消す。H.K. Schulze によれば、その原因は grafio の地位の上昇によって comes civitatis と同じく grafio にも comes の称号が賦与された結果であるという (op. cit. p. 39.)。だが私見によれば、それは Tribunus の場合と同様、ラテン語を官職名指示のために導入した結果であり、その背後にあるのは法思想、官職思想の変動にあるように思われる。この問題は初期カロリナー王権の支配理念をさぐるうえで興味深いテーマをなすのであろう。

CONSIDERATIONS ON THE MEROVINGIAN *TRIBUNUS*

◀ Summary ▶

Shoichi Sato

Sources from the Merovingian times, though fragmentary they were, prove that there had been then a royal office-holder “tribunus”, whose title and functions had derived from the military officer of the later Roman Empire as H. Brunner insisted. It couldn’t be so axiomatically explained, however, why early Merovingian institutions needed a residual element of the later Roman military organizations and why had to integrate the element to the Frankish organizations which had been defined and impressed by the militarily composed Frankish society.

We have re-examined some 20 documents referring to Merovingian tribuni. Conclusions are: 1) at the end of the Roman Empire, commanding a unit named “numerus”, tribunus was charged exclusively with military functions; Frankish one had not only a military, but also a civilian character, for example, being a director of fiscal land, he was entrusted to collect the royal land tax from the tenant-farmers who had their tenure on the Fisc; 2) he dominated a certain territory in which he was competent to judge as well as authorized to execute the criminals; 3) he was also chieftain of “laeti”, descendents of barbarians who had subordinated to Rome and had been permitted to colonize on the fiscal land, being exempted from land tax in recompense for their military services; 4) geographic distribution of sources relative to Merovingian tribuni indicates that the domination by tribunus was realized effectively in the area to the south of the Seine-Loire regions.

It is generally accepted the fact that regions to the south of the Loire had been occupied very sparsely by the Franks at the time of Great Migrations. The idea of monachial domination was not so elaborated under the early Merovingians that the royal rule consisted, in fact, of a whole accumulation of personal subordinations which took in the ties of dependance one

to another within the Frankish tribesmen. Hence, we understand without difficulty the reason why the Merovingians were compelled to take into ancient "tribuni" services especially on the other side of the Loire where they could not expect effective supports by the tribesmen who, having been so scattered, were melting into the gallo-roman population.